

確定申告(医療費控除)に関する Q&A

Q1. 「医療費通知」に記載された自己負担額と、実際に支払った金額が一致していません。

A1. 実際に負担した額に訂正して、申告してください。

※診療報酬明細書(レセプト)の内容審査によって、減額になっている場合があります。

Q2. 医療機関から発行された領収書と「医療費通知」に記載された金額で、端数処理が異なっていますが問題ないでしょうか。

A2. そのまま使用して、問題ありません。実際に負担した額の方が多い場合は、訂正して申告が可能です。

※「医療費通知」は1円単位で算出していますが、医療機関の窓口では、10円単位に四捨五入して請求することが認められています。

Q3. 「医療費通知」に医療費助成後の金額が反映されていません。

A3. 公費負担医療(医療費助成)は、市区町村ごとに制度が異なるため、医療費通知に反映されるものとされないものがあります。反映されていない場合は、実際に負担した額に訂正して申告してください。

Q4. マイナポータルでの医療費通知情報は、いつ更新されますか。

A4. 毎月11日に、前々月の医療費情報が公開されます。医療費控除に必要な1年間分の医療費通知情報については、原則2月9日に一括取得が可能となります。(健保からの給付金等は、反映されていません。)

Q5. マイナポータルから印刷・ダウンロードした医療費通知情報は、医療費控除の添付書類として利用できますか。

A5. 健保から発行された「医療費通知」と同様に、添付書類として利用することができます。その場合、該当する医療費の領収書については5年間の保存が必要になります。

Q6. マイナポータルから医療費控除はできますか。

A6. マイナポータルから医療費控除をすることはできません。ただし、「マイナポータル連携」を利用すると、確定申告書を電子申告(e-TAX)により提出する際に、添付書類データとして確定申告書データと一緒に送信することができます。

※マイナポータル連携については、国税庁のホームページ([マイナポータル連携特設ページ](#)
([マイナンバーカードを活用した控除証明書等の自動入力](#)) | [国税庁 \(nta.go.jp\)](#)) をご確認ください。

※その他、詳細については国税庁のホームページや居住地の税務署へご確認ください。